

# 四国支所 取引適正化調査課

## 業務概要

取引適正化調査課は、取適法の調査を行い、違反事業者に対して勧告等により違反行為の是正を求め、被害を受けた事業者の不利益の回復などの措置を採っています。

四国地区では、令和5年度以降、毎年度、勧告を行い、令和8年度もこれまでに1件の勧告を行っています。

また、相談対応、説明会の開催等を通して取適法違反の未然防止活動も積極的に行っています。

## 四国支所取引適正化調査課からのメッセージ

令和8年1月に取適法が施行され、社会の関心や事業者のコンプライアンス意識が高まっています。

一方で、四国地区では、価格転嫁を阻害する行為や中小受託事業者に不利益を与える悪しき商慣習が未だに残っていることも事実です。

一緒に取適法の執行を行い、四国地区における取引の適正化を進め、公正な取引環境の確保に貢献したい方の応募をお待ちしています。

## 【四国地区の勧告の状況】

|                   | 勧告件数 | 違反行為                                                                          |
|-------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度             | 1    | 購入・利用強制の禁止<br>（自社が提供する役務の利用強制）                                                |
| 令和6年度             | 1    | 不当な経済上の利益の提供要請の禁止<br>（金型等の無償保管要請）                                             |
| 令和7年度             | 2    | ①不当な経済上の利益提供要請の禁止<br>（金型等の無償保管要請）<br>②不当な経済上の利益提供要請の禁止<br>（自動車及び自動車部品の無償運送要請） |
| 令和8年度<br>（※8月末時点） | 1    | 不当な経済上の利益提供要請の禁止<br>（金型等の無償保管要請）                                              |